

生徒会部活動規定

生活指導部（R. 5. 4. 1）

1 部活動は特別教育活動の一環として、学校教育の目的達成の為に設置されており、運動部と文化部が設けられている。

2 設置部は以下のとおりである。

文化部

美術，茶道，吹奏楽，家庭科，英語，文芸

運動部

野球，バレーボール，卓球，サッカー，ラグビー，バスケットボール，ソフトボール

④生徒は1つの部にのみ属することを原則とする。

3 活動について

朝の活動

(1) 8時15分には活動を終了し，8時25分には教室に入室する。

（教室に居ない場合は朝早く登校していても遅刻扱いとなる）

(2) 朝の活動はあくまでも自由参加とし参加の強制をしてはいけない。朝の活動に参加したために欠課者や早退者などが出た部は，ただちに活動を中止する。

(3) 朝の活動時の服装も運動部は規定の体操服かユニホームとする。

（朝の活動のある日に限って体操服かユニホームで登校してもよい）

(4) 体育館・格技場・特別教室を使用する部は，顧問から直接鍵を受け取り使用後の施錠は必ず顧問が確認すること。

(5) 顧問，又は顧問代理の先生が居ない場合は活動を中止すること。

放課後の活動

(1) 活動開始は原則として15:40とする。活動終了後はすみやかに下校すること。

活動終了時間は18:30とする。但し、11月～2月までは18:00とする。

(2) 体育館・格技場・特別教室を使用する部は顧問から直接鍵を受け取り使用後の施錠は必ず確認し，返却すること。

(3) 定期テスト1週間前及び職員会議などの場合は活動を中止する。

（ただし公式試合1週間前は，活動を認める）

(4) 学校行事などの理由で顧問が監督できないと判断した場合又は顧問不在の時は原則として活動（ミーティングを含む）を中止する。

（ただし顧問代理の先生が居る場合には活動を認める）

(5) 活動時の服装は部指定の服装とする。

(6) 部活動を理由に学級や生徒会での仕事や役割をおろそかにしてはならない。

(7) 一旦帰宅し，活動のために登校する場合も自転車で登校してはいけない。

(8) 活動前や活動終了後，校舎内外でパンやジュースを飲み食いしない。

その他

(1) 本活動規定に違反して生活指導部が好ましくないと判断した場合には、当面の間一切の活動を停止する。

(2) 活動日以外の部加入者は一般生徒と同様に完全下校すること。